⑸　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第20条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上助産に関する学科を修めた者を除く。）

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、在留カード）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

イ　４の受験資格の⑴、⑵、⑷又は⑸に該当する者が提出する書類

㋐　次に掲げる書類のいずれか一つ

①　看護師国家試験の合格証書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書

②　看護師免許証の写し（地方厚生局若しくは地方厚生支局又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

③　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）又は３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）、又は、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）又は卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）

この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成25年３月７日（木曜日）午後５時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

なお、平成25年３月７日（木曜日）午後５時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、平成25年３月18日（月曜日）午後５時までに看修業証明書又は看卒業証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

④　看護師国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

㋑　指定学校の修業証明書又は１年以上助産に関する学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は、指定養成所の卒業証明書又は卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成25年３月７日（木曜日）午後５時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

なお、平成25年３月７日（木曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、平成25年３月18日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

ウ　４の受験資格の⑶に該当する者が提出する書類　助産師国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成24年11月22日（木曜日）から平成24年12月14日（金曜日）までに、試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日、その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時、午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成24年12月14日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については、次のことに注意すること。

５の受験手続の⑴イ㋐③及び㋑に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、平成25年２月11日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局又は地方厚生支局に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成25年３月25日（月曜日）午後２時に厚生労働省、地方厚生局及び地方厚生支局にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

７　手続及び問い合わせ先　試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局又は地方厚生支局

試験地	所在地
北海道	北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060―0808　電話番号011（709）2311　ＦＡＸ番号011（709）2704
青森県 宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア　東北厚生局　郵便番号980－8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330―9713　電話番号　048（740）0810　ＦＡＸ番号048（601）1326
愛知県 石川県	愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461―0011　電話番号052（959）2064　ＦＡＸ番号052（971）8861
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155
香川県	香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎　四国厚生支局　郵便番号760―0019　電話番号087（851）9565　ＦＡＸ番号087（822）6299
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（472）4474
沖縄県	沖縄県那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎　九州厚生局沖縄分室　郵便番号900－0022　電話番号098（853）7350　ＦＡＸ番号098（853）4495

８　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成24年10月26日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559